

令和 8 年度 共同研究申請手続に関する説明会

議 事 次 第

日時：令和 8 年 1 月 9 日（金）

13：30～

場所：オンライン

1. 公募概要 (資料－ 1)

2. 研究概要 (資料－ 2)

「高分解能衛星の多方向観測による画像群を使用した高精度 3 次元データの取得と
利活用に関する官民共同研究」

3. 手続に関する説明 (資料－ 3 ～ 5)

資 料

資料－ 1 令和 8 年度 共同研究者の公募について

資料－ 2 「高分解能衛星の多方向観測による画像群を使用した高精度 3 次元データの取得と利活用に関する官民共同研究」 関係資料

資料－ 3 共同研究応募申請書及び記載例

資料－ 4 国土地理院共同研究実施規程

資料－ 5 共同研究協定書（案）

令和 8 年度 共同研究者の公募について

1. 令和 8 年度公募課題

共同研究の題目	高分解能衛星の多方向観測による画像群を使用した 高精度 3 次元データの取得と利活用に関する官民共同研究
実施期間	令和 8 年度～令和 11 年度
研究担当部署	地理地殻活動研究センター 地理情報解析研究室

2. 公募期間

令和 8 年 1 月 13 日（火）～令和 8 年 2 月 13 日（金）

3. 提出資料

共同研究応募申請書、会社定款、会社経歴書及び以下の資料等

- ・ 共同研究実施期間の前半で、各種データを提供するために使用する光学衛星のスペック等が記載されたカタログ等
- ・ 共同研究応募申請書 6. の実績を確認できる書類
- ・ 共同研究応募申請書 7. の実績を確認できる書類
- ・ 共同研究応募申請書 9. に記載した研究代表者又は担当者のうち 1 名以上が、6. 又は 7. の実績に関与した者であることを確認できる書類

4. 応募申請先

下記へメールにて提出すること。

国土交通省国土地理院 企画部企画調整課研究調整係
gsi-kenkyu@gxb.mlit.go.jp

5. 今後の日程

- | | |
|-------------|--------------------|
| ①公募締切 | 令和 8 年 2 月 13 日（金） |
| ②共同研究者の決定通知 | 令和 8 年 2 月下旬～3 月上旬 |
| ③共同研究協定締結手続 | 令和 8 年 3 月中下旬 |

6. その他

本研究は、国土地理院と共同研究者のそれぞれが研究を分担して行うものであり、助成金・補助金等の交付を行う制度ではありませんのでご注意ください。

7. 問合せ先

①研究内容について

地理地殻活動研究センター地理情報解析研究室 笹川

029-864-5942（直通） E-mail: sasagawa-a96dk@mlit.go.jp

②手続等について

企画部企画調整課研究調整係 五島

029-864-4584（直通） E-mail: gsi-kenkyu@gxb.mlit.go.jp

高分解能衛星の多方向観測による画像群を使用した 高精度 3 次元データの取得と利活用に関する官民共同研究

1. 目的

高分解能衛星の多方向観測による画像群を使用した DSM/DEM/精密オルソ画像について、精度を評価するとともに、災害時を想定した各種データの高精度化や利活用に対する調査や手法開発を進めることを目的とする。

2. 共同研究の内容

共同研究により実施する具体的項目としては、以下を予定している。（後続資料を参照）

（1）高分解能衛星の多方向観測による画像群から生成された各種データの提供

参加企業等は、対象地区（つくば市周辺、三浦半島周辺、硫黄島、西之島）における観測諸元の異なる複数の DSM/DEM/精密オルソ画像等の各種データ（以下「各種データ」という。）を参加企業等の負担で準備し、国土地理院に提供する。なお、上記について、参加企業等は国土地理院に、共同研究期間の前半に高分解能の 3 次元情報を取得するのに適した衛星の各種データを、共同研究期間の後半に今後打ち上げ予定である宇宙戦略基金で採択された高分解能・高頻度な光学衛星観測システムの実験機の各種データを提供するものとする。

また、参加企業等は、合意した共同研究協定書に基づき、共同研究実施期間中に災害が発生した地区における、高分解能・高頻度な光学衛星観測システムの実験機の各種データを参加企業等の負担で準備し、国土地理院に提供する。

（2）各種データに対する精度検証

国土地理院及び参加企業等は、各種データの高さ精度や位置精度を検証する。研究に必要な測量成果や画像基準点等の情報は国土地理院及び参加企業等が準備し、必要に応じて共有する。

（3）自動変化抽出手法の開発や地形解析の実施

国土地理院は、各種データを用いた異種画像間の自動変化抽出手法を開発する。さらに、衛星画像に由来する各種データと他手段で取得した各種データとの違いを地形解析の観点から評価するとともに、対象地区の微地形解析を行う。また、必要に応じて参加企業等に関連情報等を共有する。

（4）高精度 3 次元情報取得のための災害時の最適観測手法の検討

参加企業等は、高分解能・高頻度な光学衛星観測システムの実験機に関し、災害時における高精度 3 次元情報を取得するための最適な観測手法の検討を行う。また、必要に応じて国土地理院に関連情報等を共有する。

（5）各種データの技術的及び実利用上の課題に対する意見交換の実施

国土地理院及び参加企業等は、それぞれの進捗に基づき、高分解能・高頻度な光学衛星観測システムの実験機から生成される各種データ等に対する技術的及び実利用上の課題等に対する意見交換を行う。

3. 本研究で使用する各種データの仕様

共同研究で使用する各種データについては、以下を予定している。（後続資料を参照）

- ・ 高分解能衛星の多方向観測による画像群を使用して作成した観測諸元の異なる DSM/DEM/精密オルソ画像及び使用した多方向観測による画像群のうち最も直下に近い 1 画像
- ・ 対象地区は、つくば市周辺、三浦半島周辺、硫黄島、西之島及び合意した共同研究協定書

に基づく協議により決定した災害発生地区

4. 国土地理院と参加企業等との役割分担

研究項目	研究分担		備考
	国土 地理院	参加 企業等	
1) 高分解能衛星の多方向観測による画像群から生成された各種データの提供		○	
2) 各種データに対する精度検証	○	○	
3) 自動変化抽出手法の開発や地形解析の実施	○		
4) 高精度 3 次元情報取得のための災害時の最適観測手法の検討		○	
5) 各種データの技術的及び実利用上の課題に対する意見交換の実施	○	○	

○：担当

5. 研究の期間

令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 12 年 3 月 31 日

研究の内容①

(1) 高分解能衛星の多方向観測による画像群から生成された各種データの提供

- ・ 令和8年度～9年度は高分解能の3次元情報を取得するのに適した衛星、令和10年度～令和11年度は宇宙戦略基金で採択された高分解能・高頻度な光学衛星観測システムの実験機によるDSM/DEM/精密オルソ画像等

- ・ 対象地区はつくば市周辺、三浦半島周辺、硫黄島、西之島及び共同研究協定書第7条に基づく研究期間中に災害が発生した地区

※対象地区と提供詳細については、後掲ページの通り。

参加企業等が担当

(2) 各種データに対する精度検証

- ・ 現地検証点を用いて、精密オルソ画像の位置精度を評価。

- ・ 現地検証点や他手段で取得したデータを用いて、DSM/DEMの高さ精度を評価。



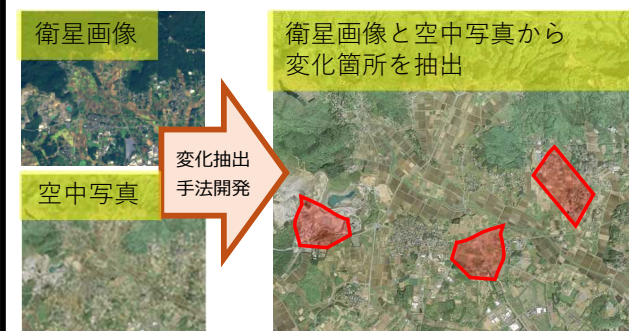
検証点の座標を比較

国土地理院及び参加企業等が担当

(3) 自動変化抽出手法の開発や地形解析の実施

- ・ 提供される精密オルソ画像と他の異種画像との自動変化抽出手法を開発する。

- ・ 提供されるDSM/DEMと他の手段で取得されるDSM/DEMの違いを評価し、対象地区での微地形解析を行う。

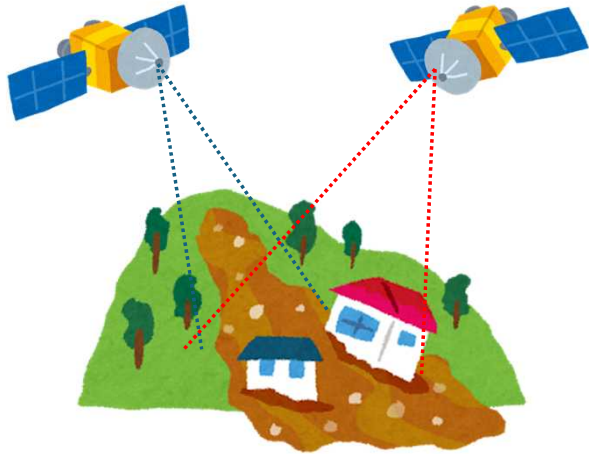


国土地理院が担当

研究の内容②

(4) 高精度3次元情報取得のための災害時の最適観測手法の検討

・災害時における限られた時間やリソースを考慮した高精度3次元情報を取得するための最適な観測手法の検討を行う。



参加企業等が担当

(5) 各種データの技術的及び実利用上の課題に対する意見交換の実施

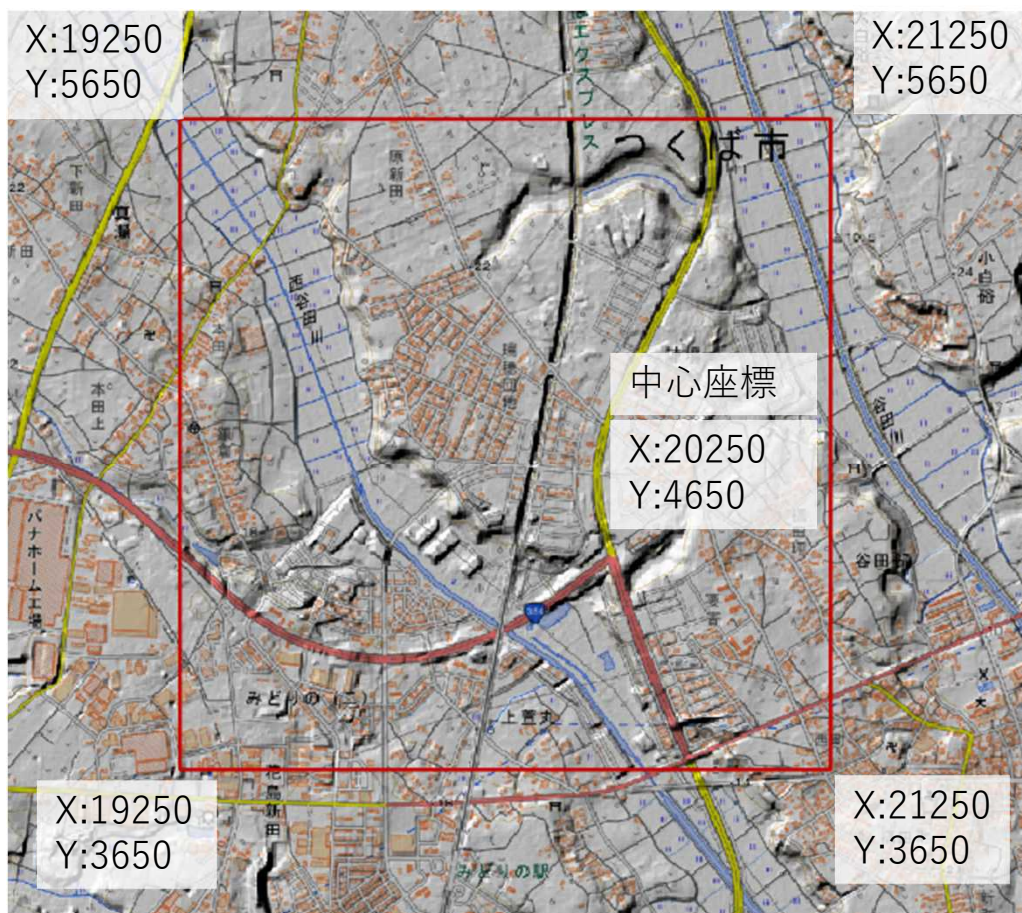
・高分解能・高頻度な光学衛星観測システムの実験機から生成される各種データ等に対する技術的及び実利用上の課題等に対する意見交換を行う。



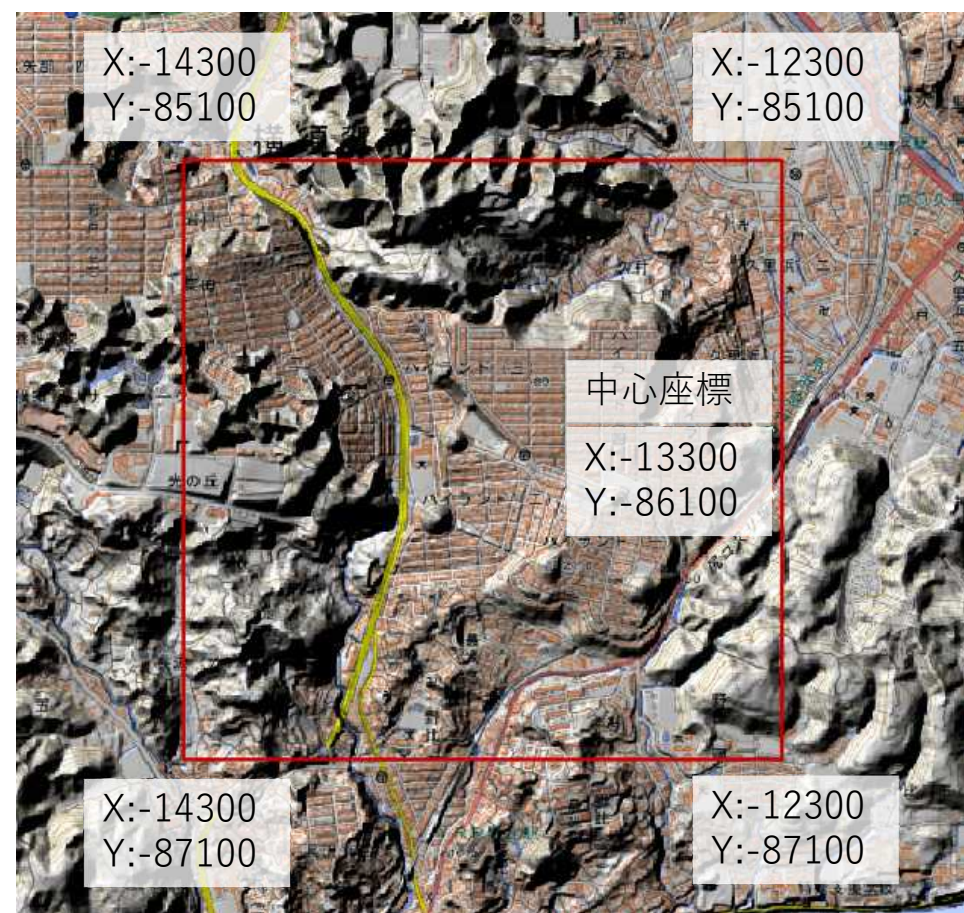
国土地理院及び参加企業等が担当

対象地区①

つくば市周辺 平面直角座標 9 系(epsg:6677)



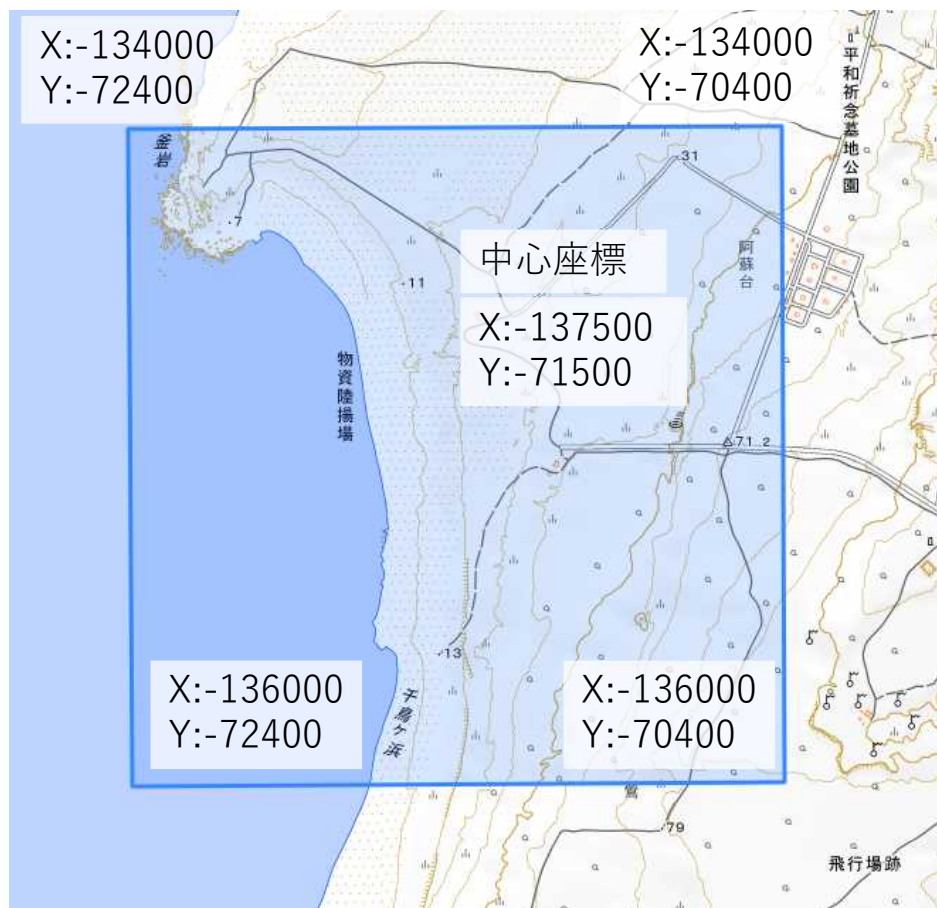
三浦半島周辺 平面直角座標 9 系(epsg:6677)



対象地区②

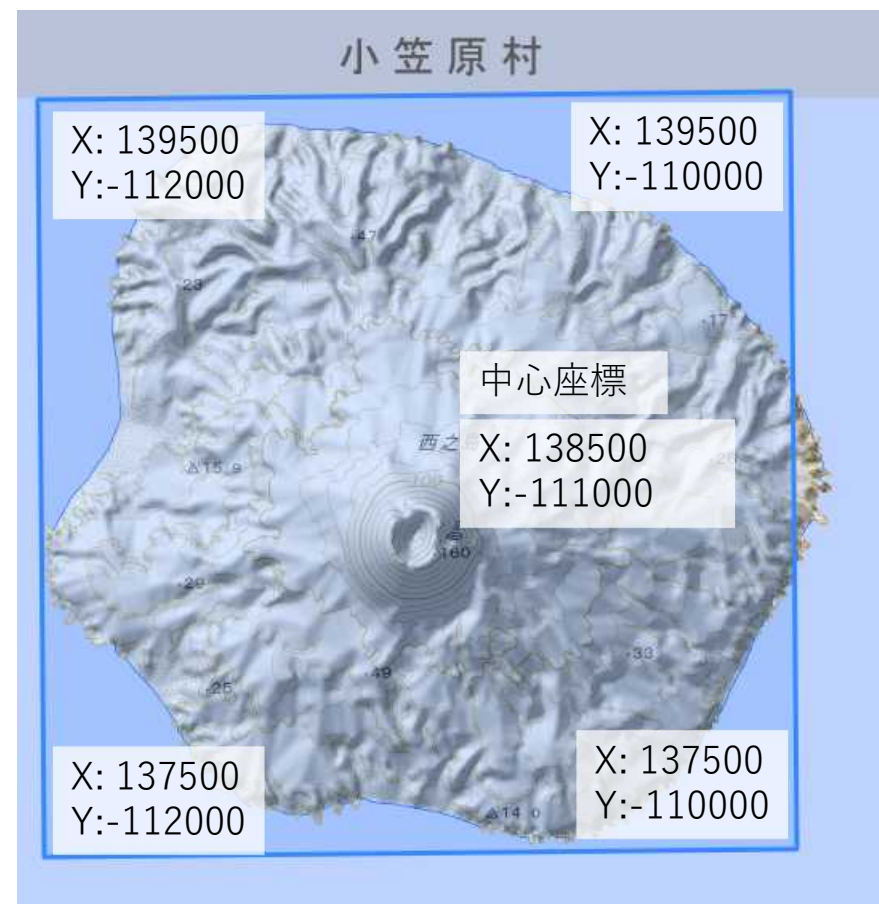
硫黄島

平面直角座標 14系(epsg:6682)



西之島

平面直角座標 14系(epsg:6682)



提供詳細

令和8年度～9年度：高分解能の3次元情報を取得するのに適した衛星

	つくば市周辺	三浦半島周辺	硫黄島	西之島	災害発生地区
精密オルソ画像	2,3,5方向からの 画像で生成	2,3,5方向からの 画像で生成	無し	無し	無し
DSM/DEM					
最も直下に近い1画像	○	○			

※使用する衛星については、直下観測で1mよりも良い解像度のものとする。

令和10年度～11年度：宇宙戦略基金で採択された高分解能・高頻度な光学衛星観測システムの実験機

	つくば市周辺	三浦半島周辺	硫黄島	西之島	災害発生地区
精密オルソ画像	2,3,5方向からの 画像で生成	2,3,5方向からの 画像で生成	2,3,5方向からの 画像で生成	2,3,5方向からの 画像で生成	協議で決定
DSM/DEM					
最も直下に近い1画像	○	○	無し	無し	

※対象エリア面積はつくば市周辺、三浦半島周辺、硫黄島、西之島の各地区で2km×2kmとする。
 ※災害発生地区については、合意した共同研究協定書に基づく協議によって提供内容を決定する。

審 査 基 準

審 査 項 目	審 査 基 準
1. 研究目的・内容・実施期間	共同研究の目的に沿ったものであること。 ※共同研究を希望する応募者が複数あった場合は、他の審査基準を全て満たした者の中から、当院の特別研究「衛星データを用いた災害時の迅速な地形変化等把握に関する研究」の目的に照らして、共同研究に参加したい理由、参加する利点、共同研究で担当したい項目、共同研究実施期間及び研究の詳細等に、とりわけ評価すべき記載のある1者を選定する。
2. 当該研究に関連する業務又は研究発表の実績	多方向観測による光学衛星画像群を用いて生成された高精度3次元データ（DSM、DEM又はDSMを活用して作成した精密オルソ画像）に対する精度の検証を実施する業務又は研究発表の実績があること。なお、業務又は研究発表の実績を確認できる書類が添付されていなかった場合は評価しない。
3. 共同研究に係る研究代表者及び担当者	共同研究を実施するために必要な研究代表者及び担当者を配置できること。また、研究代表者又は担当者のうち1名以上は、審査項目2.の実績に関与した者であること。なお、研究代表者又は担当者のうち1名以上が審査項目2.の実績に関与した者であることを確認できる書類が添付されていなかった場合は評価しない。

様式 2（第 4 条関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

国土地理院長 殿

申請機関名：
代表者氏名：
住 所：

共 同 研 究 応 募 申 請 書

国土地理院共同研究実施規程（平成 14 年 3 月 28 日国官技第 381 号）に基づき、貴院との共同研究を実施したいので、下記のとおり申請します。

1. 共同研究の名称

2. 共同研究の目的（共同研究に参加したい理由、参加する利点等）

3. 共同研究の内容（共同研究で担当したい項目、研究の詳細等）

（注）共同研究実施期間の前半で、各種データを提供するために使用する光学衛星の名称、分解能等を含め記載すること。また、参考資料として当該衛星のスペック等が記載されたカタログ等を提出すること。

4. 共同研究の実施期間

自 令和 年 月 日（想定している期間を記入）
至 令和 年 月 日

5. 共同研究の全体計画（研究項目、実施年度、費用等）

研究項目	令和○年度	令和○年度	令和○年度	令和○年度
費用	千円	千円	千円	千円

6. 共同研究に関するこれまでの研究発表・開発の実績

研究発表・ 開発名	研究費概算 （千円）	研究期間	成果	特許の 有無

(注) なお、当該実績を確認できる書類として講演資料又は論文等（査読の有無は問わない）を添付すること。（提出物中に、契約等の観点から伏せるべき情報が記載されている場合は、該当箇所を黒塗りで隠す等の処置を行うこと。）

7. 共同研究に関するこれまでの業務の実績（6. の研究発表・開発を除く）

業務名	業務費概算 (千円)	業務期間	成果	特許の有無

(注) なお、当該実績を確認できる書類として契約書・業務報告書等を添付すること。（提出物中に、契約等の観点から伏せるべき情報が記載されている場合は、該当箇所を黒塗りで隠す等の処置を行うこと。）

8. 共同研究に関する所有特許等

9. 共同研究の代表者及び担当者

氏名	所属部署 及び役職名	年齢	最終学歴	専門	研究 年数	研究実績 及び資格
上記以外の研究補助者				人	合計	人

○：研究代表者

(注) なお、研究代表者又は担当者のうち1名以上が、6. 又は7. の実績に関与した者であることを確認できる書類を添付すること。（提出物中に、契約等の観点から伏せるべき情報が記載されている場合は、該当箇所を黒塗りで隠す等の処置を行うこと。）

10. 共同研究の実施場所

11. 研究成果の公表の方法、時期等

12. 使用する主な施設、機器器具等

区分	名称	数量	場所	備考

1 3. 申請者の概要

設立年度： 資本金： 総社員数： 人 (研究職： 人)		業種： その他：(系列研究所概要等)		
	(過去3年間)	令和 年度	令和 年度	令和 年度
	経常利益			
	研究開発経費			

1 4. 事務担当者の氏名、連絡先等

1 5. その他

(備考) 会社定款、会社経歴書も併せて提出すること。

文 書 番 号
令和 年 月 日

国土地理院長 殿

申請機関名：
代表者氏名：
住 所：

共 同 研 究 応 募 申 請 書

国土地理院共同研究実施規程（平成 14 年 3 月 28 日国官技第 381 号）に基づき、貴院との共同研究を実施したいので、下記のとおり申請します。

1. 共同研究の名称

2. 共同研究の目的（共同研究に参加したい理由、参加する利点等）

3. 共同研究の内容（共同研究で担当したい項目、研究の詳細等）

（注）共同研究実施期間の前半で、各種データを提供するために使用する光学衛星の名称、分解能等を含め記載すること。また、参考資料として当該衛星のスペック等が記載されたカタログ等を提出すること。

4. 共同研究の実施期間

自 令和 8 年 4 月 1 日
至 令和 12 年 3 月 31 日

5. 共同研究の全体計画（研究項目、実施年度、費用等）

研究項目	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
〇〇〇				
〇〇〇				
費用	0,000 千円	0,000 千円	0,000 千円	0,000 千円

6. 共同研究に関するこれまでの研究発表・開発の実績

研究発表・ 開発名	研究費概算 (千円)	研究期間	成果	特許の 有無
〇〇に関する 研究	0,000	R3~R7	〇〇のシステムを開発した(参考文献があれば添付すること)	有

(注) なお、当該実績を確認できる書類として講演資料又は論文等（査読の有無は問わない）を添付すること。（提出物中に、契約等の観点から伏せるべき情報が記載されている場合は、該当箇所を黒塗りで隠す等の処置を行うこと。）

7. 共同研究に関するこれまでの業務の実績（6. の研究発表・開発を除く）

業務名	業務費概算 (千円)	業務期間	成果	特許の有無
〇〇に関する業務	0,000	R3~R7	〇〇のシステムを開発した	出願中

(注) なお、当該実績を確認できる書類として契約書・業務報告書等を添付すること。（提出物中に、契約等の観点から伏せるべき情報が記載されている場合は、該当箇所を黒塗りで隠す等の処置を行うこと。）

8. 共同研究に関する所有特許等

（関連特許がない場合は、「特になし」と記入すること）

9. 共同研究の代表者及び担当者

氏名	所属部署 及び役職名	年齢	最終学歴	専門	研究 年数	研究実績 及び資格
〇地理太郎	〇〇部主任技師	記入不要				工学博士、〇〇システムの開発
地図二郎	〇〇部技師					測量士、〇〇システムの開発
上記以外の研究補助者				人	合計	人

○：研究代表者

(注) なお、研究代表者又は担当者のうち1名以上が、6. 又は7. の実績に関与した者であることを確認できる書類を添付すること。（提出物中に、契約等の観点から伏せるべき情報が記載されている場合は、該当箇所を黒塗りで隠す等の処置を行うこと。）

10. 共同研究の実施場所

記入不要

11. 研究成果の公表の方法、時期等

記入不要

12. 使用する主な施設、機器器具等

区分	名称	数量	場所	備考
ハードウェア	パーソナルコンピュータ	○	〇〇〇	
ソフトウェア	デジタル図化ソフトウェア	○	〇〇〇	購入予定
ハードウェア	VRS RTK-GNSS受信機	○	〇〇〇	

1 3. 申請者の概要

設立年度：昭和〇〇年〇〇月〇〇日 資本金：〇〇, 〇〇〇百万円 総社員数： 〇〇人 (研究職： 〇人)	業種：コンサルタント			
	その他：(系列研究所概要等)			
	(過去3年間)	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	経常利益	0,000 百万円	0,000 百万円	0,000 百万円
	研究開発経費	000 百万円	000 百万円	000 百万円

1 4. 事務担当者の氏名、連絡先等

国土 三郎 〒000-0000 茨城県つくば市〇〇
 TEL 00-00-0000 FAX 00-00-0000 E-mail abc@def.co.jp

1 5. その他

(その他、国土地理院又は国立試験研究機関等との共同研究実績があれば記入)
 平成〇〇年〇〇月〇〇日において、〇〇省〇〇研究所と「〇〇に関する研究」について、共同研究を実施し、〇〇等の開発を行った。

(備考) 会社定款、会社経歴書も併せて提出すること。

国土地理院共同研究実施規程

(通則)

第1条 国土地理院が、国土地理院以外の機関（外国の機関を除く。以下同じ。）と共同で行う研究、試験又は調査（以下「共同研究」という。）の実施については、この規程の定めるところによる。

(共同研究実施の要件)

第2条 国土地理院長は、次の各号に掲げる条件を満たす場合に共同研究を行うことができる。

- 一 研究、試験又は調査（以下「研究等」という。）を共同研究として実施することが合理的かつ効果的なものであること。
- 二 研究等を共同研究として実施することにより国土地理院の他の業務に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 三 共同研究を民間と実施する場合においては、研究等の内容が公益性を有していること。

(共同研究協定の締結)

第3条 国土地理院長は、共同研究を実施しようとするときは、あらかじめ、共同研究を行う者（以下「共同研究者」という。）との間で当該共同研究の実施に関する協定を締結しなければならない。

2 国土地理院長は、前項に規定する協定の締結を、次に掲げる事項を記載した協定書（以下「共同研究協定書」という。）を取りかわして行わなければならない。

- 一 共同研究者の名称及び住所
- 二 共同研究の名称、内容及び実施期間
- 三 共同研究の分担
- 四 共同研究に要する費用の概算及びその分担
- 五 共同研究に必要な実験装置の持込みに関する事項
- 六 国土地理院長が共同研究協定書に基づいて共同研究を実施する旨及び第5条から第10条までの規定の趣旨に関する事項
- 七 その他共同研究の実施に関し必要な事項

(共同研究協定報告)

第4条 国土地理院長は、共同研究協定を締結したときは、共同研究協定書の写を添付して国土交通大臣に報告しなければならない。

(共同研究の中止)

第5条 国土地理院長は、共同研究を継続することにより国土地理院の他の業務に支障が生じ又は天災その他のやむを得ない理由が生じたため、当該共同研究を継続することが困難となったときは、当該共同研究を中止することができる。

- 2 国土地理院長は、前項の規定により共同研究を中止しようとするときは、あらかじめ、共同研究者と協議しなければならない。

(特許出願)

第6条 国土地理院長は、国土地理院に所属する職員及び共同研究者に属する研究員が共同で行った発明について特許出願をしようとするときは、当該共同研究者に属する研究員（当該発明が特許法（昭和34年法律第121号）第35条第1項に規定する職務発明であるときは当該共同研究者。以下この条において同じ。）と共同して行わなければならない。ただし、当該共同研究者に属する研究員の同意を得たときはこの限りでない。

- 2 国土地理院長は、国土地理院に所属する職員が共同研究の実施に伴って独自に行った発明について特許出願しようとするときは、あらかじめ、当該共同研究者に属する研究員の同意を得るものとする。
- 3 国土地理院長は、共同研究者に属する研究員が共同研究の実施に伴って独自に行った発明について当該共同研究者に属する研究員が特許出願しようとするときは、あらかじめ、国土地理院長の同意を得させるものとする。
- 4 国土地理院長は、第1項本文に規定する特許出願について、当該特許出願に係る特許を受ける権利の持分を定めた共同出願契約を締結しなければならない。
- 5 前4項の規定は、実用新案登録出願及び意匠登録出願について準用する。

(優先実施権)

第7条 国土地理院長は、共同研究の結果得た技術上の成果（以下「研究成果」という。）に係る発明につき国土地理院長に承継された特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権（次項に定めるものを除く。以下「国土地理院長に承継された特許権等」という。）を、共同研究者又は共同研究者の指定する者に限り、当該特許権等の出願の日から10年を超えない範囲内において優先的に実施（特許法第2条第3項に規定する実施をいう。以下同じ。）させることができる。

- 2 国土地理院長は、研究成果に係る共同発明につき国土地理院長及び共同研

研究者の共有に係る特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権（以下「共有に係る特許権等」という。）を、共同研究者の指定する者に限り、当該特許権等の出願の日から１０年を超えない範囲内において優先的に実施させることができる。

（第三者に対する実施の許諾）

第８条 国土地理院長は、前条第１項の規定に基づき共同研究者又は共同研究者の指定する者に、国土地理院長に承継された特許権等を優先的に実施させた場合において、当該共同研究者又は共同研究者の指定する者が、当該特許権等の出願の日から１年を経過した後正当な理由なく国土地理院長に承継された特許権等を実施しないときは、当該共同研究者又は共同研究者の指定するもの以外の者に対し当該権利の実施を許諾することができる。

２ 前項の規定は、国土地理院長が前条第２項の規定に基づき共同研究者の指定する者に共有に係る特許権等を優先的に実施させた場合において、当該共同研究者の指定する者が当該特許権等の出願の日から１年を経過した後正当な理由なく共有に係る特許権等を実施しないときについて準用する。

３ 国土地理院長は、前条の規定により共同研究者又は共同研究者の指定する者に優先実施権を付与した場合において、当該優先実施権を付与したことが公共の利益を著しく損うと認められるときは、優先実施期間中においても当該共同研究者又は共同研究者の指定する者以外の者に対し当該権利の実施を許諾することができる。

４ 国土地理院長は、共同研究者以外の者が共有に係る特許権等を実施できないことが公共の利益を著しく損うと認められるときは、共同研究者以外の者に対し当該権利の実施を許諾することができる。

５ 国土地理院長は、前３項の規定により共有に係る特許権等の実施を許諾しようとするときは、単独で当該実施の許諾をすることができる。

（実施料）

第９条 国土地理院長は、前２条の規定により国土地理院長に承継された特許権等の実施を許諾したときは、別に実施契約で定める実施料を徴収することができる。

２ 国土地理院長は、共同研究者が共有に係る特許権等を実施しようとするときは別に実施契約で定める実施料を徴収することができる。この場合において徴収する実施料は、当該権利に係る国土地理院長の持分に応じた額とする。

３ 共有に係る特許権等について共同研究者以外の者から徴収する実施料は、当該権利に係る持分に応じ国土地理院長及び共同研究者に帰属するものとす

る。

(研究成果の公表等)

第10条 国土地理院長は、共同研究に係る研究等の成果を国土地理院長及び当該共同研究者以外の者に知らせようとするときは、あらかじめ、当該共同研究者の同意を得るものとする。

2 国土地理院長は、共同研究者又はその共同研究者に属する研究員が共同研究に係る研究等の成果を国土地理院長及び当該共同研究者以外の者に知らせようとするときは、あらかじめ、国土地理院長の同意を得させるものとする。

(細則)

第11条 国土地理院長は、この規程を施行するため必要があるときは、細則を定めることができる。

2 国土地理院長は、前項の細則を定め又は変更したときは、国土交通大臣に報告しなければならない。

附則

この規程は、研究実施体制を改善するため、必要があると認められる場合は適宜見直すものとする。

様式 3（第 5 条関係）

共同研究「高分解能衛星の多方向観測による画像群を使用した 高精度 3 次元データの取得と利活用に関する官民共同研究」協定書

国土交通省国土地理院長（以下「甲」という。）及び（以下「乙」という。）
は、次の条項に従い、「高分解能衛星の多方向観測による画像群を使用した高精度 3 次元データの
取得と利活用に関する官民共同研究」に関する共同研究の実施について協定を締結する。

（共同研究）

第 1 条 甲及び乙は、次の研究を共同で実施する。

（1）研究課題

高分解能衛星の多方向観測による画像群を使用した高精度 3 次元データの取得と利
活用に関する官民共同研究

（2）研究目的

高分解能衛星の多方向観測による画像群を使用した DSM/DEM/精密オルソ画像につ
いて、甲と乙が共同で精度を評価するとともに、甲と乙による各研究を通して、災害時
を想定した各種データの高精度化や利活用に対する調査や手法開発を進めることを目的
とする。

（3）研究内容

①高分解能衛星の多方向観測による画像群から生成された各種データの提供

乙は、対象地区（つくば市周辺、三浦半島周辺、硫黄島、西之島）における観測諸元
の異なる複数の DSM/DEM/精密オルソ画像等の各種データ（以下「各種データ」と
いう。）を乙の負担で準備し、甲に提供する。なお、上記については、乙は甲に、共同
研究期間の前半に高分解能の 3 次元情報を取得するのに適した衛星の各種データを、
共同研究期間の後半に今後打ち上げ予定である宇宙戦略基金で採択された高分解能・
高頻度な光学衛星観測システムの実験機の各種データを提供するものとする。

また、乙は、第 7 条に基づいて、共同研究実施期間中に災害が発生した地区におけ
る、高分解能・高頻度な光学衛星観測システムの実験機の各種データを乙の負担で準
備し、甲に提供する。

②各種データに対する精度検証

甲及び乙は、各種データの高さ精度や位置精度を検証する。研究に必要な測量成果
や画像基準点等の情報は甲及び乙が準備し、必要に応じて共有する。

③自動変化抽出手法の開発や地形解析の実施

甲は、各種データを用いた異種画像間の自動変化抽出手法を開発する。さらに、衛星画像に由来する各種データと他手段で取得した各種データとの違いを地形解析の観点から評価するとともに、対象地区の微地形解析を行う。また、必要に応じて乙に関連情報等を共有する。

④高精度 3 次元情報取得のための災害時の最適観測手法の検討

乙は、高分解能・高頻度な光学衛星観測システムの実験機に関し、災害時における高精度 3 次元情報を取得するための最適な観測手法の検討を行う。また、必要に応じて甲に関連情報等を共有する。

⑤各種データの技術的及び実利用上の課題に対する意見交換の実施

甲及び乙は、それぞれの進捗に基づき、高分解能・高頻度な光学衛星観測システムの実験機から生成される各種データ等に対する技術的及び実利用上の課題等に対する意見交換を行う。

(4) 実施期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日

(共同研究の実施計画)

第 2 条 研究項目、参加する研究員、費用、研究分担及び実施場所については、本協定書に附属する実施計画書のとおりとする。

(実験装置の持ち込み等)

第 3 条 甲及び乙は、共同研究を行うに当たり必要と認めるときは、協議の上で相手方に装置を持ち込むこと又は実験施設を利用することができる。この場合使用に要する費用は、当該研究を実施する者が負担するものとする。

(実施計画の変更)

第 4 条 第 2 条に規定する実施計画の内容を変更しようとするときは、甲及び乙が協議の上で変更するものとする。ただし、本協定書に附属する実施計画書のうち、共同研究の代表者及び担当者に関する変更は、相手方に書面で通知することにより可能とする。

(共同研究の中止)

第 5 条 甲又は乙は、共同研究の実施期間中において業務の都合上又は天災その他やむを得ない理由が生じた場合、協議の上で共同研究を中止することができる。

(災害時の取扱い)

第6条 甲に属する研究員又は乙に属する共同研究員が共同研究の実施に関して被った災害の補償については、当該研究員又は共同研究員の属する当事者が負担するものとする。

(災害発生時の各種データの提供)

第7条 共同研究実施期間中に発生した災害に対して、高分解能・高頻度な光学衛星観測システムの実験機から生成される各種データを甲が利用する場合には、甲及び乙が協議を行い、双方が同意の上で乙が甲に各種データを提供する。

(共同研究の管理)

第8条 共同研究は、甲が総括的に管理する。

(実施状況の報告)

第9条 乙は、乙の研究の実施状況を甲に報告するものとする。

2 甲は、甲の研究の実施状況を乙に通知するものとする。

(共同出願)

第10条 甲に属する研究員と乙に属する共同研究員が共同研究の結果、共同して発明を行い当該発明に係る特許出願を行おうとするときは、甲及び乙が共同出願を行うものとする。ただし、当該当事者の同意を得たときはこの限りでない。

2 前項の共同出願を行おうとするときは、特許権の持分について、甲及び乙が協議の上、取り決めるものとする。

(単独出願)

第11条 甲に属する研究員と乙に属する共同研究員が共同研究の結果、独自に発明を行い、当該発明に係る特許出願を行おうとするときは、当該発明を行った研究員の属する当事者が行うものとする。ただし、事前に他の当事者の同意を得るものとする。

(優先実施権)

第12条 甲は、共同研究の結果得た技術上の成果（以下「研究成果」という。）に係る発明につき甲に承継された特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権（次項に定めるものを除く。以下「甲に承継された特許権等」という。）を、乙又は乙の指定する者に限り、共同研究終了の日から5年を超えない範囲内において別途協議した期間について、優先的に実施させるものとする。

2 甲は、研究成果に係る共同発明につき甲及び乙の共有に係る特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権（以下「共有に係る特許権等」という。）を、乙の指定する者に限り、共同研究終了の日から5年を超えない範囲内において別途協議した期間について、優先的に実施させるものとする。

(第三者に対する実施の許諾)

第 13 条 甲は、前条第 1 項の規定に基づき乙又は乙の指定する者に、甲に承継された特許権等を優先的に実施させた場合において、共同研究終了の日から 1 年を経過した後正当な理由なく実施しないときは、乙又は乙の指定する者以外の者（以下「第三者」という。）に対し当該権利の実施を許諾することができる。

2 前項の規定は、前条第 2 項の規定に基づき乙の指定する者に共有に係る特許権等を優先的に実施させた場合において、乙の指定する者が共同研究終了の日から 1 年を経過した後正当な理由なく実施しないときについて準用する。

3 甲は、前条の規定により乙又は乙の指定する者に優先実施権を付与した場合において、当該優先実施権を付与したことが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、優先実施期間中においても第三者に対し、当該権利の実施を許諾することができる。

4 甲は、乙以外の者が共有に係る特許権等を実施できないことが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、第三者に対し、当該権利の実施を許諾することができる。

5 甲は、第 3 項の規定により共有に係る特許権等の実施を許諾しようとするときは、単独で当該実施の許諾をすることができる。

(実施料)

第 14 条 乙は、前 2 条の規定により甲に承継された特許権等を実施しようとするときは、甲の許諾を得た後、別に実施契約で定める実施料を甲に支払わなければならない。

2 乙は、共有に係る特許権等を実施しようとするときは、別に実施契約で定める実施料を甲に支払わなければならない。

3 共有に係る特許権等について、乙の指定する者又は第三者から徴収する実施料は、当該権利に係る持分に応じ、甲及び乙に帰属するものとする。

(特許料等)

第 15 条 乙は、共有に係る特許権に関する出願費、特許料等一切の費用を負担しなければならない。

2 甲は、乙が前項に定める出願費又は特許料等の支払いをしないときは、乙が当該権利に係る乙の持分を放棄したものとみなすことができる。

(技術知識書の提出)

第 16 条 甲が研究のため必要と認めるときは、乙に共同研究の結果知り得た技術上の知識を文書として甲に提出させることができる。

(秘密の保持)

第 17 条 甲及び乙は、共同研究の結果知り得た秘密を甲及び乙以外の者に漏らしてはならない。

(研究成果の公表等)

第 18 条 甲及び乙は、実施期間中及び実施期間が終了した後において、研究成果を甲及び乙以外の者に知らせようとするとき又は公表しようとするときは、あらかじめ文書により甲又は乙の同意を得るものとする。

(準 用)

第 19 条 第 10 条から第 15 条の規定は、意匠登録を受ける権利及び意匠権並びに実用新案登録を受ける権利及び実用新案権について準用する。

(協 議)

第 20 条 この協定で定めるもののほか、この協定について疑義が生じた場合、その他必要な事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 茨城県つくば市北郷 1 番
国土交通省国土地理院長
河瀬 和重

乙

(別紙)

実施計画書

1. 共同研究の分担

研究項目	研究分担		備考
	甲	乙	
①高分解能衛星の多方向観測による画像群から生成された各種データ等の提供		○	
②各種データに対する精度検証	○	○	
③自動変化抽出手法の開発や地形解析の実施	○		
④高精度 3 次元情報取得のための災害時の最適観測手法の検討		○	
⑤各種データの技術的及び実利用上の課題に対する意見交換の実施	○	○	

○：担当

2. 共同研究の費用及びその分担

各者の研究持ち分を実施するために必要な費用は、その者が負担する。

3. 共同研究の代表者及び担当者

区分	氏名	所属部署及び役職名
甲	○笹川 啓	地理地殻活動研究センター 地理情報解析研究室長
	岩橋 純子	地理地殻活動研究センター 地理情報解析研究室 主任研究官
	遠藤 涼	地理地殻活動研究センター 地理情報解析研究室 研究官
	吉田 一希	地理地殻活動研究センター 地理情報解析研究室 研究官
乙		

○：代表者

4. 共同研究の実施場所

研究作業は、各者で個別に実施する。研究対象地区としては、つくば市周辺、三浦半島周辺、硫黄島、西之島に加えて、協定書第 7 条に基づき乙が甲に高分解能・高頻度な光学衛星観測システムの実験機の各種データを提供する災害発生地区とする。

5. 使用する主な施設、機械器具等

区分	名称	数量	場所	備考
甲	ハードウェア パーソナルコンピュータ	6	地理地殻活動研究センター 地理情報解析研究室	
	ソフトウェア GIS ソフトウェア	6	地理地殻活動研究センター 地理情報解析研究室	
	ハードウェア VRS RTK-GNSS 受信機	1	地理地殻活動研究センター 地理情報解析研究室	
乙				